文京区補助金等チェックシート

所属 資源環境部環境政策課

1	補助金の名称等	
---	---------	--

30年度調査

	11117-7	<u>, </u>	<u> </u>	1 1/11 / 1												
補	助	金	の	名	称	新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成金										
根	拠	夫	挸	定	等		文京区新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成要綱									
創		設	ź	隼	月	平成 2	1 年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	ζ	8年	終了	予定年月		
直	近 σ)見	直	し年	月	平成 2	9 年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	ζ	1年				
見	直	L	Ø	内	容	助成対象機器	計につい	て、太陽	熱温	水器・ソーラ	5 —	システムを対	象外と	とした。		
						款	Т	項		目		大事業		中事		実施計画事業番号
予	:	算 科 目		目	9資源環境費 1環境対策			2環境対策推進 2			地球温暖化対策推進		3新エネルギー 促進事業	一等利用	環03-02	
補	助	金	の	種	別	□ 奨励的補	·助 [施設運	営補	崩 □扶	.助白	的補助 🗸	投資	的補助	】利子補紹	給
2	補且	力金(の 根	要												
補	,	助	F	1	的	新エネルギー スの発生を抑		ネルギー	機器	の導入を促	.進	することにより	J、地 ^{II}	求温暖化の原	因となる	温室効果ガ
補	助事	- 業	等	の内	容		新エネルギー機器(太陽光発電システム等)及び省エネルギー機器を設置する区民、中小企業者にそ の経費の一部を助成する									
補	助対	象系	圣 費	の内	容	環境配慮型約	太陽光発電システム(太陽電池モジュール、付属機器および設置工事に係る費用の合計) 環境配慮型給湯器・家庭用燃料電池(設置機器本体および設置工事に係る費用の合計) 家庭用蓄電システム(設置機器本体および設置工事に係る経費の合計)									
						☑区民 [地域	活動団体		NPO(特別	定非営利活動	力団体) ✓ 事業者	✓	その他
補	助	事	業	者	等											
						□定率	補助率)	✓定額	(補助	額 90,000円(150,000円		
						☑ 補助単個	〔補	助単価		5円(太陽光) 5円(蓄電))	単位	kW(太陽 kWh(蓄	電)	見定なし	□その他
補	助	金	Ø	算	出	〔その他の場	合は具作	体的に記	入〕							
						本体価格及び設置費用の合計額の10分の1程度を設定 太陽光:5万円/kW(上限20万円)、蓄電システム:1万円/kWh(上限10万円)										
						太陽光:5万円	J∕kW (上限20万	円)	、畜電シスプ	-ム	:1万円/kW	h(上例	艮10万円)		
公	募		D	状		区報、ホームページ及びパンフレットにより周知する。										
実使				におけ 認 方	tる 法	☑ 領収書(写し) □ 契約書 □ 決算書 ☑ 成果物 □ その他 [])				
						☑区単独		負担領	割合	区 -		国 -	扌	邹 —	補助対象	改者 -
補	助•	単	独	の状	況	□補助(区」	=乗せ無	上乗1								
l						□補助(区	- 乗廿左	n) 内容・	埋由							

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	地球温暖化の原因となる温室効果ガス発生の抑制 の一助となる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	Α	各家庭から排出される温室効果ガスが削減され、 地球温暖化防止につながる。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	Α	区が主体となって新エネルギー・省エネルギー機器 の導入促進を行うべきである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	Α	地球環境に良いと分かっていても新エネルギー・省エネルギー機器は高額であるため、補助金を交付しないことにより、区民の導入意欲が低下する恐れがある。
	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	Α	区報、ホームページ及びパンフレットにより幅広く区 民に通知する。
公十日	交付先は適正な手続きによって決定されているか	Α	書類審査を行い要綱に定めた助成対象者として適 当であるか可否を決定する。
	補助金の交付以外の代替策はないか	Α	機器導入の奨励であり、補助金が適当である。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	Α	補助金の交付により新エネルギー・省エネルギー機器の 認知度が高まり、区内の新エネルギー・省エネルギー機 器の設置が促進される。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	Α	補助率は本体価格及び設置費用の合計額の10分の1程度としている。なお、 設置者は補助対象外機器からの買換え等の需要により毎年一定数は存在す るため、着実に温室効果ガス削減につながる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	新エネルギー・省エネルギー機器が普及することにより、 温室効果ガスの排出量を削減し地球温暖化防止となることから、文京区全体の自然環境が改善する。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等 の補助金 については 不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績 (件、千円)

4 文门 天根 (下、) 1								
項目		27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算見込)	30年度(予算)			
交付(見込み)件数		121	82	91	175			
決算(予算)額		23,220	16,595	17,582	25,700			
	国庫支出金	0	0	0	0			
	都支出金	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	23,220	16,595	17,582	25,700			
	年度補助事業等の状況 交付団体名、成果等)	29年度の補助件数は以下の (1)太陽光発電システム 12 (2)CO2冷媒ヒートポンプ給浴 (3)家庭用燃料電池 67件 (4)家庭用蓄電システム 5件	件 易器 7件					

5 課題及び今後の方向性

- 区民にとって活用しやすく平等な助成制度となるよう制度の充実を図るため、30年度は以下のとおり制度を改める。
 ①29年度は申請期間が前期(5/15~6/30)および後期(10/2~1/31)だったが、通年受付期間とし募集件数を増やす。
- ②助成開始当初から現在まで助成額の見直しを行っていなかったため、当初から現在までの助成対象経費の下落率を考慮 し、適正な助成額とする。 ③現在は設置前申請だが設置後申請とし、事務の効率化を図る。